

第 22 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 4 月 10 日（木）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 2 番 松岡 日出男 | 3 番 桐原 忠継 | 4 番 小出 満文 |
| 6 番 加藤 清孝 | | 8 番 長崎 愛 |
| 9 番 榊 敏行 | 10 番 藤岡 恵雄 | 12 番 古澤 弥生 |
| 13 番 渡邊 和徳 | 14 番 渡邊 晃 | 15 番 豊田 るみ子 |
| 17 番 藤原 幸似 | 18 番 古庄 憲明 | 19 番 北野 暁之 |
- 欠席委員
- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1 番 友岡 康幸 | 5 番 福本 博文 | 7 番 小林 公子 |
| 16 番 池田 春香 | | 11 番 今村 建一 |
4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 議案第 4 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 許可申請について
 議案第 5 号 非農地判断について
5. 事務局職員
- | | |
|----|-------|
| 局長 | 今村 洋一 |
| 主幹 | 田上 一也 |
| 主査 | 梅田 和宏 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局	<p>おはようございます。久木野、長陽地区の委員の皆様は現地確認大変お世話になりました。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、第 22 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>発言の際は、着座にてマイクを使用して説明していただきますよう、よろしくお願い致します。</p> <p>農業委員総数 19 名、出席委員 14 名、欠席 5 名 南阿蘇村 農業委員会 会議規則第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p> <p>それでは、「農業委員会憲章」を出席者全員で、唱和いたします。令和 5 年度委員改選時より、年度初め 1 回のみ全員での唱和としております。皆様ご起立をお願いします。会長の発生に続き、ご唱和ください。</p>
会長	<p>（農業委員会憲章の唱和）</p> <p>ありがとうございました。お座りください。</p> <p>それでは、議事に進めさせていただきます。本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。</p>

会長	皆さんおはようございます。ちょうど桜が満開となっておりますが、例年より 1 週間から 10 日ほど遅い気がしておりますが、桜が散ればいよいよ農作業が本格的になってくると思います。健康には気を付けていただければと思います。
議長	ただいまから第 22 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 4 番の小出委員、8 番の長崎委員を指名します。
事務局	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。 朗読いたします。 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について 番号 1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転の贈与となります。 番号 2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転の売買となります。
議長	朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。
17 番	議案第 1 号番号 1 番について、17 番の藤原が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人は村内在住でご高齢の方で長年農業を営まれておられましたが、ご高齢となり農業が出来ない事から今回親子間での生前贈与がなされるようです。 譲受人は長年地元で農業を営んでいたことから特に問題は無いと思われまます。 ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。
18 番	議案第 1 号番号 2 番について、18 番の古庄が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人は地区の担い手農家として農業を営まれてきましたが、近年の資材高騰のあおりを受け農業経営が大変厳しいものとなった事から、苦渋の決断で、農業を廃業されるようです。今回農地の一部を処分するにあたり、同じ地区で大規模な農業を営まれる農業法人の譲受人と所有権移転の売買の申請が上がりました。 譲受人はこの地区で長年にわたり農業法人として大規模な経営をなされ、今後も地区の農業中心経営体で、農業実績も十分であると判断し、農地の管理をしていただくことに何ら問題ないと思われまます。ご審議の程、よろしく願いします。
議長	地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。 (異議なし) 無いようですので、議案第 1 号農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決致します。

続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局

はい朗読を致します。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について
番号1：申請人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 転用目的は 個人住宅、
始末書添付となります。

議長

ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

4番

議案第2号番号1番について、4番の小出が説明します。
申請人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。
申請地は申請者のご自宅の敷地の中に既に取り込まれた農地で長年にわたり住居一部として使用されていました。最近になり申請地が農地であることが判明し今回、始末書添付での農地法第4条許可申請が出されることになりました。
申請者も分からなかったとはいえ、無断転用されていたことを深く反省されておりますので、ご寛大な判断をお願いしたいと思います。
ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長

はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。

(異議なし)

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します。

続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局

はい朗読します。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について
番号1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番
[REDACTED] 転用目的は個人住宅
となります。

番号2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

転用目的は戸建て賃貸住宅 となります。

ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

4 番

議案第 3 号番号 1 番について、4 番の小出が説明します。

譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。

譲渡人と譲受人は親子関係です。今回譲受人がご両親の元に帰られ近くに住まわりたいということで、ご両親が住まわれる住居の真横に農地を分筆され、夫婦で個人住宅を新築される計画が上がりました。現場は第 1 種農地ですが、住宅の集落に接続され不許可の例外に該当し、問題なく農地転用の許可申請がなされます。

事業計画や資金計画、周辺に悪影響など特に見当たらない事から、今回の許可申請を認め、特に問題は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしく願います。

8 番

議案第 3 号番号 2 番について、8 番の長崎が説明します。

譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。

譲受人は村外で建築や不動産を営む法人で、南阿蘇村管内でも既に賃貸住宅などの不動産事業を手掛けている法人です。今回、譲渡人が所有する農地に賃貸住宅の戸別住宅を 4 棟建てられる計画が上がり譲受人との所有権移転売買の契約が結ばれ農地転用の申請が上がりました。申請地は山際にある耕作不利地で獣害被害も多く、農業生産性は極めて低い農地ではありますが、地形からの眺望は大変素晴らしく、近年では住宅地が増加している地区でもあり、申請農地を賃貸住宅へ転用し地域振興につなげる、今回の事業は大いに良いものだと判断しました。

住宅など近隣に迷惑をかえるような支障も特に見当たらず、今回の申請による農業生産性が下がる見込みは無く、地域振興に繋がり、特に問題はないと思われまます。ご審議の程、よろしく願います。

議長

はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。

(異議なし)

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号は原案どおり可決致します。

続きまして議案第 4 号「農地中間管理事業法第 19 条の 2 農地利用集積計画一括方式について」審議します。番号 1 番から番号 14 番の新規案件について、審議し

ます。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農地中間管理事業法第19条の2農地利用集積計画一括方式について番号1から14番について 事務局が朗読・説明します。

こちらは農地中間管理機構を通じた賃借で、令和7年6月からとなります。

まず、番号1について、朗読・説明いたします。譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。所在地番 [REDACTED]

[REDACTED] 賃借権設定10年です。

この農地は、譲渡人から村の農業公社が借受け、新規就農者の研修等に使用し管理を行っていた農地です。譲受人は、認定新規就農者で営農するために農地を探しており、今回の話が纏まりました。

続いて、番号2について朗読・説明いたします。譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。所在地番 [REDACTED]

[REDACTED] 賃借権設定10年です。

譲渡人は村外在住であり、農地管理が難しいことから以前より農地を譲受人の家族との間に、賃借権設定がなされておりました。今回、賃借権設定の期限を迎えることから、譲受人が農業経営を引き継いでいくにあたり、譲受人名義での賃借権設定が結ばれます。

続いて、番号3について朗読・説明いたします。譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。所在地番 [REDACTED]

[REDACTED] 賃借権設定5年です。

譲渡人は、別の方と基盤法による利用権設定の契約をされていましたが、その方の農業継続が難しくなったことから、農地管理をお願いできる方を探しておられました。今回、譲受人である村の農業公社が研修用の農地として賃借し、管理することで話が纏まりました。

続いて、番号4について朗読・説明いたします。譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。所在地番 [REDACTED]

[REDACTED] 使用賃借権設定5年です。

譲渡人は、高齢であり、農地管理が難しくなったことから、地域で大規模に営農をされている譲受人と使用賃借権設定5年で話が纏まりました。

続いて、番号5について朗読・説明いたします。譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。所在地番 [REDACTED]

[REDACTED] 使用賃借権設定10年です。

こちらは、基盤法から農地バンクへの移行案件です。譲受人、譲渡人等の条件に変更ありませんので事実上の再設定案件です。備考欄に「基盤法から機構法へ変更」と記載しておりますので、以降は議案の朗読のみといたします。

続いて、番号6について朗読・説明いたします。譲渡人・譲受人は議案書記載の

とおりです。所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 使用貸借権設定 14 年です。

農地の所有者は死亡しており、所有者の子が譲渡人となっています。譲渡人は農地管理が難しいことから地域で大規模に営農される譲受人と使用貸借権設定 14 年で話が纏まりました。

続いて、番号 7 番について朗読・説明します。譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。所在地番 [REDACTED]

[REDACTED] 使用貸借権設定 5 年です。

先ほどと同じ移行案件ですので、説明は割愛しますが、所有者が亡くなっておりますので譲渡人が変更となっております。

続いて、番号 8 番について朗読・説明します。譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。所在地番 [REDACTED]

[REDACTED] 賃借権設定 5 年です。

移行案件ですので、説明は割愛します。

続いて、番号 9 番について朗読・説明します。譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。所在地番 [REDACTED]

[REDACTED] 賃借権設定 5 年です。

移行案件ですので、説明は割愛します。

続いて、番号 10 番について朗読・説明します。譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。所在地番 [REDACTED]

[REDACTED] 賃借権設定 5 年です。

移行案件ですので、説明は割愛します。

続いて、番号 11 から 14 番について朗読・説明します。

番号 11 番 譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。所在地番 [REDACTED]

[REDACTED]
賃借権設定 5 年です。

番号 12 番 譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED]

[REDACTED]
賃借権設定 5 年です。

番号 13 番 譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。所在地 [REDACTED]

[REDACTED] 賃借権設定 5 年です。
番号 14 番 譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。 [REDACTED]

[REDACTED] 賃借権設定 5 年です。

こちらは、先ほどの番号 7 番と同様に所有者死亡による譲渡人の変更です。譲受人が複数いますが条件等に変更はありません。

番号 15、16 番は、再設定の案件ですので、割愛します。

番号 17、18 番は、基盤整備事業に伴う利用権設定で再設定案件ですので、割愛

	<p>いたします。</p> <p>以上、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第4号について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして議案第5号非農地判断について審議します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読いたします。議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について</p> <p>番号1：所有者は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] 農振区分は農振白地となっております。現況確認日は令和7年3月17日です。</p> <p>続けて事務局より説明申し上げます。議案書の後ろに所在地地図、現況写真を付けておりますのでご覧ください。それでは説明します。この申請地は [REDACTED] 地区を流れる [REDACTED] 川の対岸に位置する [REDACTED] の農地です。[REDACTED] から [REDACTED] に位置しています。写真でもお分かりのとおり雑木等が繁茂し、すでに農地の様子はないことから、農業委員会事務局としては、「今後農地としての復元が見込めまい農地」であるため、非農地判断をし、上程した次第であります。</p> <p>続きまして、番号2：所有者は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] 農振区分は農振白地となっております。現況確認日は令和7年3月17日です。</p> <p>この申請地は、[REDACTED] 地区の [REDACTED] から [REDACTED] に位置する住宅地に隣接する農地です。こちらは平成22年2月に5条申請で農地から宅地への転用が認められた農地となっておりますが、その後、住宅建設計画が中止となり、登記が済んでいない土地です。土地所有者は遠方に居住されており、管理が出来ないことから、近隣住民等により草刈りが行われており、雑草等の繁茂は無くありません。上水道等の設備も整っており、農業委員会事務局としては、「今後農地としての復元が見込めない農地」であるため、非農地とし、上程した次第であります。</p> <p>続きまして、番号3：所有者は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] 農振区分は農振白地となっております。現況確認日は令和7年3月17日</p>

議長	<p>です。</p> <p>この申請地は、■■■■地区の公営住宅である■■■■団地内にある農地です。この団地は昭和 63 年から平成 7 年に掛けて整備され、併せて村道の整備も行われました。今回申請の 3 筆はその際に所有権移転により村の所有となりましたが、地目変更がなされていない農地です。建設されて 30 年余りが経過しており、「今後農地としての復元が見込めない農地」であるため、非農地として上程した次第であります。</p> <p>以上 3 点でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第 5 号について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 5 号は原案どおり可決致します。</p>
議長 事務局 議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、続きまして、令和 7 年 5 月の総会日程を決めたいと思います。</p> <p>予定案としまして、令和 7 年 5 月 13 日 火曜日 午前 10 時より開催したいと思います。なお、会場は南阿蘇村役場庁舎二階大会議室での開催としておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、次回の総会は 5 月 13 日 火曜日 午前 10 時からの開催とします。なお、現地確認がある場合は事務局より通知がございますので、あらかじめご了承ください。その他の案件で皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>事務局から何かありますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動記録簿の記入について ・農業者年金ガイドについて <p>以上をもちまして第 22 回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。</p>

7. 閉会時刻 10 時 45 分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和7年4月10日

農業委員会 会長

議事録署名委員

4番

議事録署名委員

8番
